

平成 26 年度

# 財政援助団体監査報告書

小金井市商工会

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 3 号

平成 27 年 4 月 24 日

小 金 井 市 長 稲 葉 孝 彦 様

小 金 井 市 議 会 議 長 篠 原 ひろし 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 宮 下 誠

平成 26 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、平成 26 年度財政援助団体の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第 12 項の規定により通知願います。

# 財政援助団体監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

小金井市商工会

補助金：小金井市商工会補助金、街路装飾灯維持管理費補助金、新・元気を出せ！  
商店街事業補助金、産業振興プラン推進組織・名物市等特別事業補助金、  
市民まつり実行委員会事務局費補助金

主管課：市民部経済課

市民部コミュニティ文化課

### 3 監査の範囲

平成26年度の小金井市補助金等の支出に係るものを中心とし、必要に応じてその前後とした。

### 4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

#### (1) 主管課

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、交付時期、交付手続等は適正か。  
また、交付条件等の変更に際しての手続等も適正か。
- オ 補助金等の効果及び履行の確認は、実績報告等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

#### (2) 財政援助団体

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と主管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 補助金を理由なく繰り越していないか。
- オ 出納関係帳票の整理、記帳は適正か。また、受領書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。
- キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

## 5 監査期間

平成26年12月1日から平成27年2月18日

<実施年月日等>

実施年月日	時 間	監査の対象	場 所
平成27年 2月17日(火)	10時00分～15時00分	小金井市商工会	現 地
2月18日(水)	9時00分～10時20分	経済課	監査委員室
	10時30分～11時10分	コミュニティ文化課	監査委員室

## 第2 監査の結果

### 1 概 評

関係書類の審査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務についておおむね適正に処理されていると認められた。

なお、改善又は検討を要する事項について、以下に述べる。

### 2 検討要望事項等

#### (1) 適切な補助金の交付について（主管課：経済課）

女性部活動費の全国商工会女性部連合会手帳の購入費においては、会員が任意で手帳を購入し、その購入費の半分を補助している。小金井市商工会補助金交付要綱第2条では、小金井市商工会（以下「商工会」という。）が経営改善普及事業、地域総合振興事業、管理事業、受託事業又はその他、商工会の目的を達成するための事業を実施するに当たって、必要かつ相当と認められた経費について補助金を交付するとなっている。会員が自身で使用する、事業以外の経費に補助金を交付するのは、当該要綱上の規定を満たさない。

よって、補助金の交付に際しては、内容が補助金の目的に沿っているか等の適正性の確認を十分に行うように要望する。

#### (2) 補助対象事業の内容や補助率等の明確化について（主管課：経済課・コミュニティ文化課）

小金井市商工会補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）は、第2条で補助金の交付対象、第3条にて補助金額を定めているが、補助対象事業の内容や補助率については、具体性に欠き、不明確である。それ故、補助金交付要綱においては、例えば別表を用いて具体的に内容等を明記するなど明確化を要望する。

また、特に人件費に対する補助金について申し述べる。

小金井市商工会の人件費については、業務の従事割合において、公益事業と収益事業を対象とした区分にそれぞれ分けてとらえることができる。現行では、この従事割合で区分することなく、補助金の対象とされているところである。

本来、補助金の主旨から言って、人件費については、公益事業を対象とした区分で補助金を交付すべきである。先の要望事項と併せて当該内容についても明記することを要望する。

小金井市民まつり実行委員会事務局費補助金交付要綱においても、同様であるので措置を要望する。

# 小金井市商工会

## 1 団体の概要

小金井市商工会（以下「商工会」という。）の目的、事業及び組織等は、次のとおりである。

### （1）目 的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （2）事業内容

- ア 商工業に関する相談及び指導
- イ 商工業に関する情報、資料の収集及び提供
- ウ 商工業に関する調査研究
- エ 商工業に関する講習会及び講演会の開催
- オ 展示会、共進会等の開催及び開催のあっせん
- カ 商工業に関する施設の設置、維持、運用
- キ 商工貯蓄共済事業等の業務
- ク 全国商工会会員福祉共済事業
- ケ 商工業者の福利厚生事業
- コ 輸出品の原産地証明
- サ 商工会の意見を公表、これを国会、行政庁等へ具申及び建議する
- シ 行政庁等の諮問に応じ、答申する
- ス 社会一般の福祉増進事業
- セ 商工業者の委託事務
- ソ 行政庁の委託事務
- タ 前各号のほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業

### （3）事業開始

昭和36年6月15日

### （4）組 織（平成26年3月31日現在）

役員として、会長1名、副会長2名、理事30名、監事2名が置かれ、総会、総代会及び理事会、部会及び委員会、青年部及び女性部を構成する。そ

の他、理事会の承認をえて、名誉顧問2名及び顧問4名を置く（平成26年3月31日現在）。

また、事務局を本商工会に置き、事務局長、経営指導員及び事務局職員が配置されている。

## 2 団体への補助

市は平成25年度に小金井市商工会補助金交付要綱に基づき「小金井市商工会補助金954万5,738円」及び「産業振興プラン推進組織・名物市等特別事業補助金1,077万3,243円」を、小金井市商店街活性化推進事業補助金交付要綱に基づき「新・元気を出せ！商店街事業補助金1,661万4,000円」を、小金井市商店街会街路装飾灯維持管理費補助金交付要綱に基づき「街路装飾灯維持管理費補助金493万8,561円」を、小金井市民まつり実行委員会事務局費補助金交付要綱に基づき「市民まつり実行委員会事務局費補助金205万円」を交付している。